

救急外来 選定療養費 Q&A

Q1. 初診時選定療養費とは何ですか？

A1. 初診時選定療養費とは、紹介状を持たずに大病院を受診した場合に、通常の診療費とは別にご負担いただく費用です。

この制度は、日常的な診療は地域の診療所やクリニックで、専門的・高度な医療は大病院で行うという医療機関の機能分担を進めるために国が定めたものです。

当院は、これまでも外来において初診時選定療養費を徴収してきましたが、令和8年7月2日からは救命救急センターにおいても運用を開始しました。

紹介状を持たずに救命救急センターを受診された場合、緊急性や重症度、その他国が定める要件により徴収対象となることがあります。これは、救命救急センターが本来の役割である重症・緊急患者さんへの対応を適切に行うための取り組みでもあります。

Q2. かかりつけ医がいる場合はどうすればよいですか？

A2. まずは現在のかかりつけ医にご相談ください。専門的な検査や治療が必要と判断された場合は、当院への紹介状を作成していただき、ご予約・ご来院ください。

Q3. 紹介状を持参した場合は対象になりますか？

A3. 紹介状をご持参いただいた場合は、初診時選定療養費の対象外です。

Q4. どのような場合は対象外になりますか？

A4. 紹介状をお持ちの場合や、救命救急センターでの緊急治療・入院治療が必要と判断された場合など、国が定める要件に該当する場合は対象外となります。

Q5. 秋田赤十字病院に通院中です。夜間や休日に急な発熱やけがで救命救急センターを受診した場合は対象になりますか？

A5. 当院に通院中の場合は対象外です。

Q6. 秋田赤十字病院は、救急患者の受け入れをやめるのですか？

A6. 当院の救命救急センターは、従来どおり 24 時間体制で救急患者さんを受け入れています。本制度は救急医療を必要とする患者さんへの対応体制を維持するための取り組みです。

Q7. 紹介状を持参せずに受診し、そのまま入院になった場合も初診時選定療養費はかかりますか？

A7. 診察の結果、救命救急センターでの緊急治療や入院加療が必要と判断された場合

など、国が定める要件に該当する場合は対象外となります。

Q8. 夜間や休日に受診した場合も初診時選定療養費はかかりますか？

A8. 夜間・休日の受診であっても、紹介状の有無や受診状況などに応じて判断されま

す。受診時間帯のみで対象・対象外が決まるものではありません。

Q9. 救急車で来院した場合に初診時選定療養費はかかりますか？

A9. 救急車で来院された場合でも、一律に対象外となるものではありません。ただ

し、重症で緊急の治療が必要と判断された場合など、国が定める要件に該当する

場合は対象外となります。

Q10. 福祉医療制度（丸福など）を利用しています。初診時選定療養費はどうなりますか？

A10. 初診時選定療養費の取扱いは福祉医療制度とは別に定められています。ご負担

の有無や助成の取扱いは制度によって異なるため、詳しくは計算窓口へお問い

合わせください。

Q11. 初診時選定療養費はいくらですか？

A11. 当院救命救急センターを紹介状なしで受診し、初診時選定療養費の対象となつた場合は、7700円（税込）をご負担いただきます。